

富山県内の被災市町村における被害認定調査および罹災証明書交付支援

富山大学都市デザイン学部 准教授 井ノ口 宗成

はじめに

豪雨や豪雪、地震、火山の噴火といった様々な自然現象が我々の社会を襲い、全国にわたって激甚な被害を引き起こしている。このような頻発化・激甚化傾向にある自然災害への対策・対応が求められる昨今、富山大学では社会の防災力・減災力向上を目指し、行政と連携し各種の取組みを行っている。令和6年能登半島地震の富山県内の被災地において、これまでの対応経験や研究成果を活かし、災害発生直後から住家被害認定調査および罹災証明書交付にかかる対応支援を実施してきた。本稿は、富山県内における被害の概況及び筆者らが現場で行ってきた支援活動の実際について紹介するものである。

1 能登半島地震における富山県の被災概況

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、富山県内において富山市や高岡市を含む6市1村で震度5強、滑川市や黒部市を含む3市3町で震度5弱を観測した。富山県では、発災当日に震度5弱以上の13市町村に対して災害救助法が適用された¹⁾。

震源地に近い富山県西部を中心に揺れによる住家被害が発生したことに加え、軟弱地盤の影響もあり、氷見市・高岡市・射水市・富山市を中心に液状化が発生した。県内で最も被害が大きかったのは、石川県に隣接し富山県の西北端に位置する氷見市であり、全壊229棟、半壊488棟、一部損壊5,756棟の住家被害が発生した(図1)。幸運にも県内で死者・行方不明者の発生はなく、人的被害は重傷13名、軽傷41名にとどまった。

富山県では、発災直後からいのちを守る活動から、避難生活支援、ライフラインへの対応活動を実施しつつ、被災者の生活再建支援に向けた取り組みも平行して実施した。県内市町村の被害状況に基づき、同年1月9日には氷見市に被災者生活再建支援法が適用された。これは、全壊100世帯以上の被害が発生した石川県に隣接し、全壊5世帯以上が確認されたためである。その後、全壊が氷見市で10世帯以上、県内で100世帯以上と、順次、被害の状況が明らかとなり、18日には小矢部市、25日には射水市にも適用され、2月2日には全市町村に適用された。富山県では、全県として被災者生活再建支援に取り組むこととなった。

富山県の過去の災害事例としては、平成19年3月の能登半島地震、令和5年7月の豪雨災害が主な被災である。それよりも前で震度5以上を観測した事例は、1930年10月の大聖寺地震にまで遡らなければならない。平成19年3月の能登半島地震では県内沿岸部で震度5弱を観測したものの、主だった住家被害は発生しなかった²⁾。令和5年7月の豪雨災害では、富山市や高岡市を中心に床上浸水被害が発生したものの、その棟数は100を超えなかつ

た³⁾。これらの経験を踏まえ、富山県では生活再建支援にかかる相互応援体制や事前研修の必要性を理解していたものの、その環境整備や関係機関との調整等に時間を要しており、令和6年能登半島地震が発生するまでに十分な準備ができていたとは言いがたい状況であった。

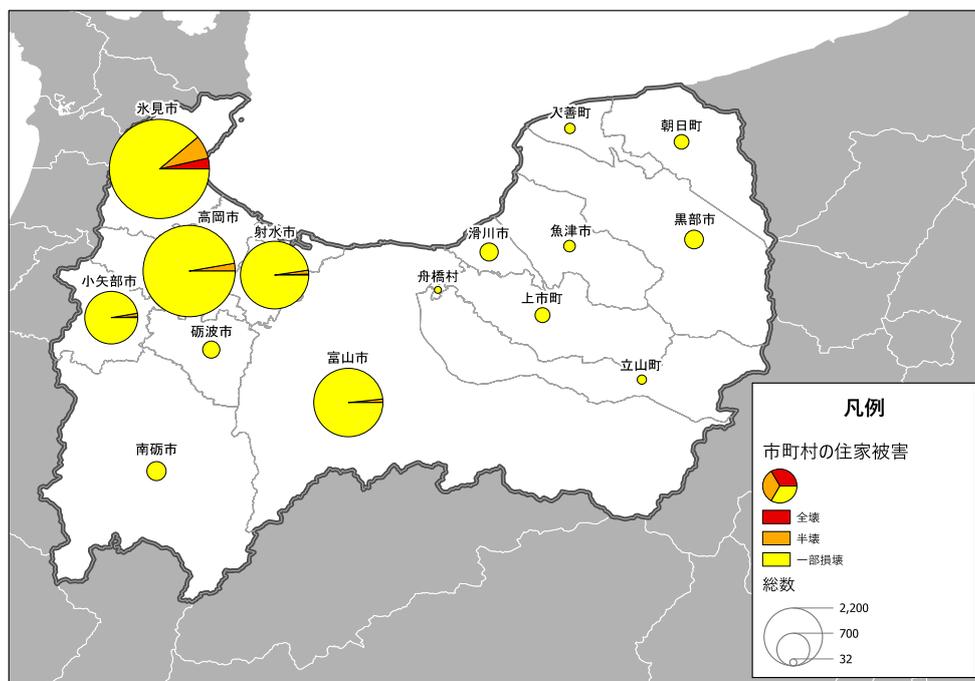


図1 富山県内市町村の住家被害 (2024年7月31日時点)

そのため、令和6年能登半島地震が実質的に初めてとなる富山県全体を対象とした生活再建支援の推進が求められ、事後対応となりながらも、効果的で効率的な業務遂行とともに、被災者に寄り添った生活再建支援の実現を目指した。なかでも、過去災害では自治体間での対応の違いから不公平・不平等といった課題が生まれた経緯を踏まえ、発災直後にもかかわらず1月2日夕刻には市町村間の連絡調整会議を開催し、市町村での対応方針の意識統一を図った。この会議の開催により、必ずしも対応方針を統一できたわけではないが、市町村がお互いに動向を把握することができ、調整機能としては十分に効果を発揮した。

2 富山県内の被災市町村における住家被害認定調査

(1) 富山県における住家被害認定調査の概況

被災者の生活再建支援を進めるにあたり、罹災証明書の交付が必要であるが、その前段階として市町村では住家の被害認定調査の実施が求められる。先述の通り、富山県では、これまで大規模な災害対応の経験を有しておらず、住家の被害認定調査の進め方についても、十分な知見を有しているわけではなかった。

住家被害認定調査を実施するにあたり、次の3つがポイントとなる。

- (a) 内閣府が示す住家被害認定調査の指針⁴⁾を正しく理解し、運用すること。
- (b) 調査対象として、申請ベースとするか全棟を調査するかを決定すること。
- (c) 応援の必要性を判断し、確実な受援体制のもとで、必要十分な応援を受け入れ、運用すること。

富山県では、(a)について市町村への簡易的な研修を実施し、全市町村が内閣府の指針に基づいた調査を実施するという認識の統一を図った。簡易的な研修では、手法のすべてを詳細に学ぶことは難しく、また、地域の住家特性や被害特性等も理解した上での調査が必要となる。そのため、個別具体的な対応を事前に決定することは困難であり、指針に示された中で柔軟な対応が求められた。この状況に対し、市町村の調査に関する疑問を富山県が窓口となって受け取り、地元大学と協力して回答に努めた。

(b)については、発災直後から市町村において被災者からの「罹災証明書交付申請」を受け付けており、全県的に申請ベースで調査せざるを得ない状況であった。この背景には、市町村では、申請ベース調査と全棟調査のメリット・デメリットを理解できておらず、被害の全容が把握できない中で全棟調査を決定することは、不要な調査を多く含むリスクがあると考えられたことがある。また、申請受付後に全棟調査とすれば、申請した被災者への不公平（申請せずとも調査される被災者と申請をもって調査される被災者）が発生することも危惧された。各市町村では、申請ベースで調査を開始することを前提とし、被災状況を踏まえながら必要に応じて全棟調査に切り替えることも視野に入れられた。結果としては、氷見市以外の市町村では申請ベースで調査を実施し、氷見市においても一部の地域でのみ全棟を調査、その他は申請ベースで調査が実施された。

(c)については、富山県では応急対策職員派遣制度の枠組みを活用した。応急対策職員派遣制度とは、総務省が大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組み⁵⁾であり、「総括支援チーム」の派遣（被災市区町村が行う災害マネジメント支援）及び「対口支援チーム」の派遣（避難所運営や罹災証明書の交付業務等に対するマンパワー支援）を行うものである⁶⁾。富山県では、同制度を活用し、主に被災程度が大きい氷見市と高岡市において、住家被害認定調査に対する県外からの応援派遣がなされた。氷見市には福島県、高岡市には広島市から多くの応援職員が動員され、迅速かつ確実な住家被害認定調査の実施が進められた。

（２）氷見市における住家被害認定調査の実態

氷見市では、福島県からの応援職員を受け入れ、住家被害認定調査を実施することとなった。応援を受け入れるにあたり、「いかに早く応援を要請するか」「いかに応援に見合った受援体制を整えるか」が重要であった。特に、生活再建支援の基礎となる罹災証明書交

付を迅速に実施するためにも、発災から1週間も経過しないうちから、応援の調整が求められた。結果的に氷見市では、1月7日には対口支援決定のプレスリリースがなされた。

応援調整において、「どれほどの応援が必要か」「どれほどの受援体制が整備できるか」が課題となった。発災から日数が経過しない中で、氷見市の被災状況の全容が把握できておらず、調査対象となる被災した住家の数は不透明なままであった。また、避難所対応に人員が割かれており、受援体制に配置できる人員にも限りがあった。この状況下の中で「状況見積」による先を見越した対応が求められた。

具体的には、「どれほどの被害が発生しているか」の被害量と、「いつ頃、どの程度の受援要員が確保できそうか」の資源量の2つについて見通しが立てられた。被害量については、震度5強（一部で震度6弱ともいわれた）という震度情報に基づき、過去災害の状況等を踏まえ、世帯数約17,000に対して3割程度の5,000棟を1つの目安とした。また、資源量については、上水道の復旧状況を鑑みて、避難所対応が2～3週間程度で落ち着くことを想定し、避難所対応にかかる職員を動員することで受援体制の強化を図ることとした。

上記の2点に加え、応援と受援が効果的に協調・協働するために、富山県のリエゾン（情報連絡員）と氷見市の業務担当職員が調査に係る全体方針の決定と共有を推進した。福島県からの応援派遣には、調査員の派遣だけでなくマネジメント要員の派遣も要求し、富山県・氷見市・福島県が一体となって調査を推進する体制を構築した。また、活動拠点の確保も課題であった。役所内での会議室には限りがあり、関係機関が使用していることもあった。役所外での建物も同様であったが、かろうじて市議会が有する会議室を確保できたものの、大規模な調査体制が活動するには十分なスペースとは言いがたいものであった。

これらの受援体制（人的資源）と活動拠点（空間資源）の制約から、調査開始時の第1陣は8班（1班3名、うち応援2名、氷見市1名）体制で実施し、第2陣以降は16班体制で実施することとした。図2は当時の体制を示している。また、写真1には拠点で16班が活動する様子を示している。これらが示すように、応援に対して受援が機能し、応援側と受援側が協働体制をもって対応できる限界であった。被災市町村では、往々にして応援にすべてを任せることもあるが、氷見市では応援が撤収した後であっても、氷見市のみで調査を継続実施できるよう、協働することで応援の活動を学ぶこととしていた。そのため、応援だけで活動することはなく、常に氷見市とセットで活動する体制構築が実現された。ただ、庁内からの職員動員が困難な中、氷見市側の負担も大きく、調査に関わった多くの職員はローテーションを組む余裕もなく、休息を取りづらい状況であったことは課題であった。

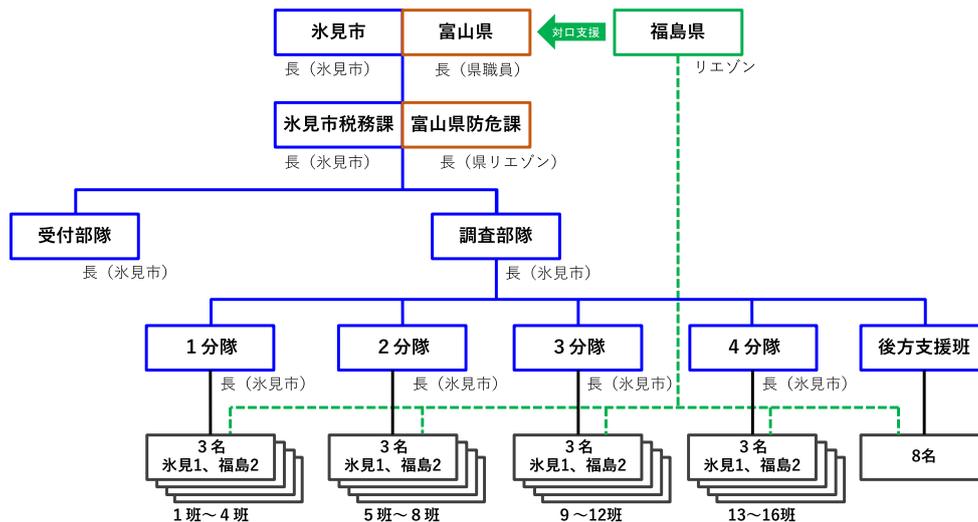


図2 16班動員時の調査体制



写真1 調査活動拠点の様子

調査実施方法については、1次調査として外観目視調査を実施することとし、内閣府が示す調査票のうちA票（損傷程度と面積率によって点数化し判定する方式）を採用することとした⁷⁾。B票（被災程度を図化したものと照らし合わせて被害の概況で判定する方式）で対応できれば、より効率化が見込まれたが、丁寧な被災者生活再建支援を前提とし、被災状況を適切に反映しつつ、被災者の納得を得るためにはA票が妥当と判断された。特に、被害状況の概況調査として先遣隊が活動し、氷見市に発生している被災家屋の様相を踏まえた判断であった。

また、調査範囲については、全棟調査も検討されたものの、罹災証明書交付の申請（住家被害認定調査を含む）を受け付けていたこと、市内全域に大規模な被災があるとは考えづらいこともあり、申請ベースでの対応を余儀なくされた。一方で、帯状に液状化が発生した地域（北大町・栄町・間島地区の一部）と、石川県との県境に位置し揺れによる大きな被災が確認された地域（姿地区）は、申請を受け付けずとも調査を実施する限定的な全棟調査を実施した。これにより、甚大な被災を確認できている地域では、被災者の申請を

待たずとも、迅速な調査が実施された。

これらの体制・方針を踏まえ、氷見市では1月12日より全棟調査地区を中心に調査を開始し、その後、申請ベースの対象家屋への調査へと展開し、市内の被災家屋に対する住家被害認定調査を推進した。応援派遣は2月9日まで継続され、16班体制で実施された。図3は、調査の進捗を示している（この件数は事務局集計の結果であり公表値とは異なる）。この図が示すように、応援派遣終了時には、当初に見積もった約5,000棟の調査が完了したものの、結果としては申請が続き、調査対象家屋が残ることとなった。応援派遣が終了した後は、氷見市で庁内職員の動員の下、10班体制で継続的な調査を実施し、2月末には7,000棟を超える調査が完了した。必要な被災者に確実な調査が実施されていることを確認するために、途中で集計方法が世帯単位に変更となり、9月6日までに約6,600世帯（公式発表値）の調査を完了している。

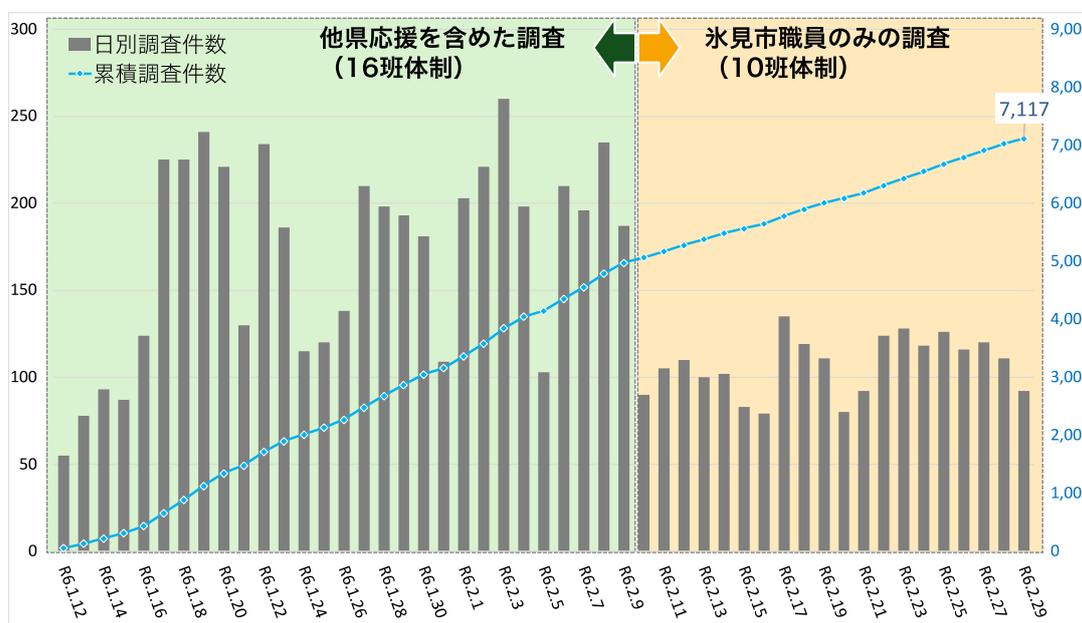


図3 氷見市における住家被害認定調査の進捗状況

3 富山県内の被災市町村における罹災証明書交付

(1) 富山県における罹災証明書交付の概況

罹災証明書の交付においては、一般的に「郵送による交付方式」と「対面による交付方式」の2種類がある。会場確保や人員確保の観点から郵送による交付方式は効率的であると考えられる一方で、被災者の納得性を得づらい点が課題である。また、罹災証明書は公印が付された公的文書であり誤った情報での交付は許されないこと、生活再建支援は被災者の生活実態にあわせた支援が認められており、行政側で把握している住民情報に基づく交付では不十分である点も、過去災害で課題とされてきた。そのため、前述の1月2日の市町村間連絡調整会議において、過去災害からの課題を共有するとともに、対面による交付方式を推奨したものの、富山県では、多くの市町村が「郵送による交付方式」を選択し

た。

しかしながら、課題認識が共有されたことで、申請時の工夫も見られた。たとえば富山市では、罹災証明書交付にあたって被災者に確認すべき事項を、申請時に確実に把握しておく体制が取られた。ただ、申請時に多くの時間を要するとともに、対応にかかる相応の人員が必要となることから、体制の強化が進められた。申請時に多くの時間・労力を要したものの、その後の対応を円滑に進めることが可能となった。

また、令和6年能登半島地震での特徴の1つに「マイナポータルを活用した罹災証明書交付申請（以降、マイナ申請）」があげられる。富山県内の多くの市町村でもマイナ申請方式を導入していた。この方式では、被災家屋の写真とともに被災程度が一部損壊であると、被災者から自己申告を受け付ける。自己申告であるため、マイナポータルで入力された情報を正として扱うことができ、郵送による交付方式とも相性も良く、対応の効率化が期待された。しかしながら、被災自治体では、マイナ申請と並行して、窓口での罹災証明書交付申請（住家被害認定調査を含む）を受け付けていた。被災者も分からないままに重複して申請していることもあった。そのため、重複で申請していないかの確認や、重複して申請した際への対応等が課題となり、十分に効率的であったとは限らなかった。

富山県全体としては、被災棟数が多かった市町村では、申請から交付までの時間を要したところもあったが、目立った混乱もなく罹災証明書が交付された。一方で、住家の被災程度の判定結果に納得が得られず、再調査（2次調査）の申請が少なからず発生した。そのため、令和6年9月時点でも罹災証明書交付は完了しておらず、各市町村では継続して対応を実施している。

（2）氷見市における罹災証明書交付の実態

氷見市では、2次調査による罹災証明書交付の遅れを危惧し、また確実な被災者生活再建を進めるべく、「対面での交付方式」を選択した。また、役所内での対面交付は空間的制約があることから、「集中交付方式（交付のためだけに別の特設会場を確保し交付）」を選択した。特に、効果的な罹災証明書交付を実現するにあたり、以下の4点について検討が進められたことが特徴的である。

- (a) 罹災証明書交付における方針決定
- (b) 罹災証明書交付の業務運用計画の策定
- (c) 罹災証明書交付における空間設計
- (d) 戦略的で積極的な広報活動

ア 罹災証明書交付における方針決定

住家被害認定調査が始まった1月12日から3日後の1月15日には、罹災証明書交付にかかる方針決定についての具体的な協議が進められた。罹災証明書交付は生活再建支援に

かかる制度への申請に必要であり、迅速に交付しなければならないこと、罹災証明書交付によって市内の被災状況の全容が把握できることなどから、調査開始から 10 日後の 1 月 22 日を交付開始日とし、調査と罹災証明書交付を並行して実施することとした。この時点では総数 5,000 世帯が母数として考えられており、氷見市の職員だけでは対応が困難と想定された。そこで、県外からの応援派遣を受け、協働して対応にあたることが前提となった。効果的な業務運用のためには、全体方針を明確化し、共通理解の下で対応にあたる必要があった。

罹災証明書交付における方針として、原則として郵送による交付は実施しないこと、期間を限定したうえで特設会場において交付する集中発行方式を採用することを決定した。一方で、住民サービス向上の観点からマイナ申請が導入されていた。そのため、マイナ申請によって一部損壊と決定し、窓口での申請がない被災者に対してのみ、郵送による交付を限定的に実施することとした。

イ 罹災証明書交付の業務運用計画の策定

前述の 1 月 15 日に方針決定をした理由は、より早く罹災証明書を交付することが求められる一方で、応援調整ならびに市民への広報が必要であり、その時間を確保することを考えたためであった。また、交付は集中発行方式としたものの、開始時は職員が不慣れであることや、交付対象を全棟調査地域に限定していたことから庁内での交付とし、その後、集中発行方式に切り替えることとした。この方針決定の後に、総数 5,000 世帯を想定し、最初の業務運用計画が策定された。この 7 割にあたる 3,500 世帯を 1 つの目安（1 ヶ月以内）とし、庁内の職員確保の可能性ならびに応援に求める派遣期間と派遣人数について見積もった。当時の計画を図 4 に示す。この図が示すように、応援職員チームに応じて具体的な 1 日あたりの発行予定件数を設定するとともに、応援職員到着時には件数が 9 割程度に下がることを想定し、計画を策定している。あわせて、受援側での体制整備や終結式の予定も整理し、計画に反映している。

月	1月											2月																	
日	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
全般	-1日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目	15日目	16日目	17日目	18日目	19日目	20日目	21日目	22日目	23日目	24日目	25日目	26日目	27日目	
市役所	事前説明 罹災証明書発行開始(市役所:地域共同スペース) ~1/31											決心:対口支援終了の如何 4窓口で8名態勢(22日間で約2200件、合計5000件) ~2/28日迄																	
集中交付会場	事前説明 罹災証明書発行開始(教育文化センター) 6窓口 ~2/[7P]																												
連絡員	3名			2名			2名			2名			2名			2名													
支援員	1支援隊 20名				2支援隊 20名				3支援隊 20名				4支援隊 20名				5支援隊 20名												
発行件数	90	100	100	180	210	210	210	190	210	210	160	160	140	160	160	160	160	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
見積	90	190	290	470	680	890	1100	1290	1500	1710	1870	2030	2170	2330	2490	2650	2810	2910	3010	3110	3210	3310	3410	3510	3610	3710	3810	3910	4090
累積																													

図4 罹災証明書交付にかかる業務運用計画

ウ 罹災証明書交付における空間設計

特設会場による集中発行においては、ネットワークおよび会場スペースの観点から、適切な公共施設として教育文化センターを選定した。その後、運用に必要な役割と被災者の動線、想定される来場者数を想定し、空間レイアウトを設計した。交付窓口については、150件程度（最大200件程度）への交付に対応するためには、1件処理を15分、7時間活動で1窓口約25件を想定し、6～8窓口の開設が必要と判断された。また、教育文化センターでは交付会場が4階となり、エレベーターによる移動が必須であった。そのため、一部で動線が複雑になったものの、受付順の管理機能と誘導機能を配置することで課題を解決した。その他、例外処理としての対応スペースや職員休憩スペースなどについても配慮した。具体的には図5に示すようなレイアウトとした。

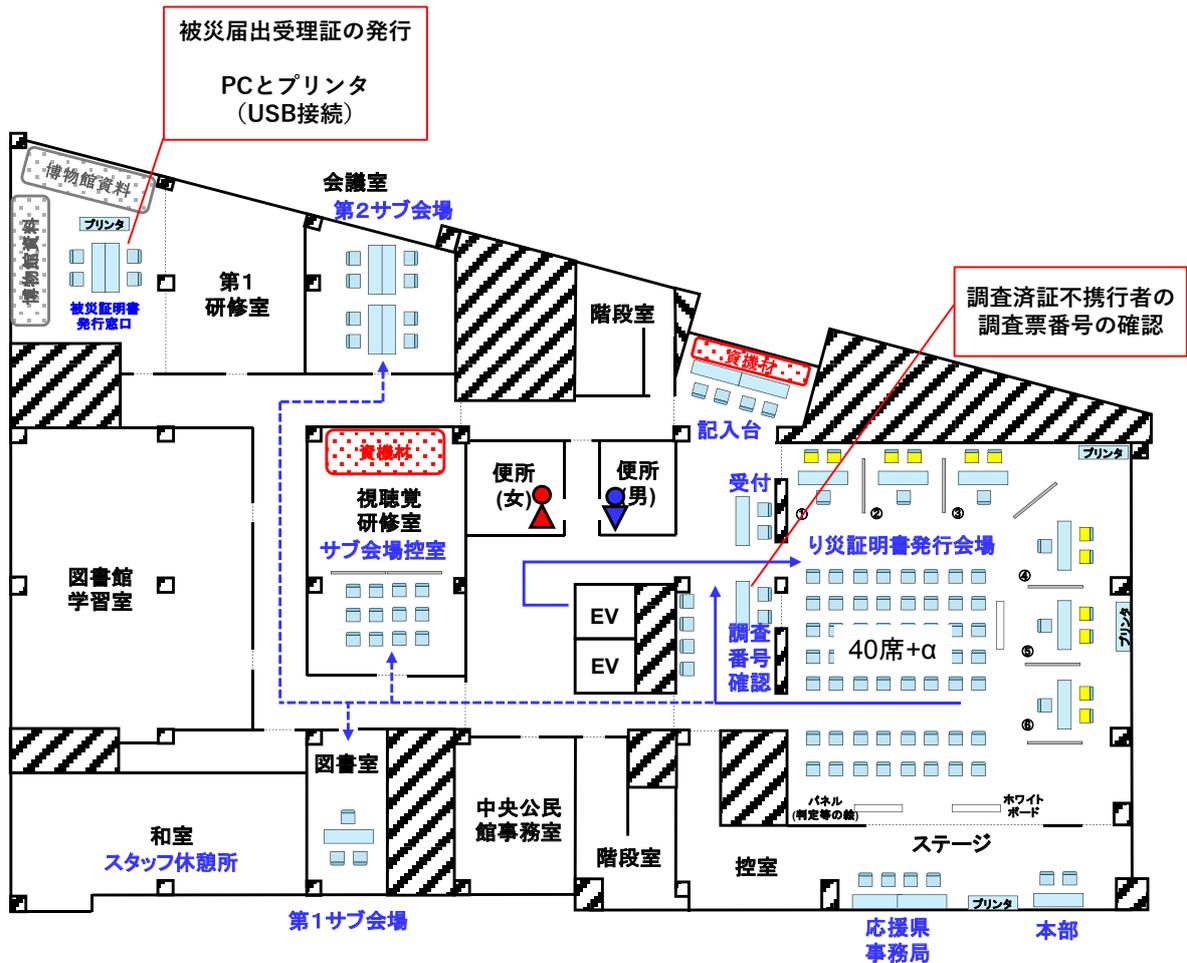


図5 罹災証明書の集中発行会場のレイアウト

エ 戦略的で積極的な広報活動

広報については、交付開始前にはホームページにおいて開始時期および会場等を掲載するにとどまった。これは氷見市において大々的な広報を実施することは、会場に被災者が押し寄せる可能性が高まり、現場で対応しきれないことが懸念されたためである。この消極的な事前広報は逆効果となり、交付開始直後はわずかな被災者しか交付に訪れない結果を招いた。その後、応援職員も動員した特設会場で罹災証明書を交付できないことは、対応すべき課題を後ろ倒しにしているという認識が共有され、防災行政無線および公式 LINE による広報が実施された（図6）。この具体的な広報策は効果があり、交付件数が安定的に向上した。特に、被災者から「土日に実施していることを初めて知った」「特設会場が設けられていることを知った」「後回しにしようとしていたが広報を聞いて交付に行くこととした」などの意見が聴かれ、広報活動の必要性が改めて確認された。

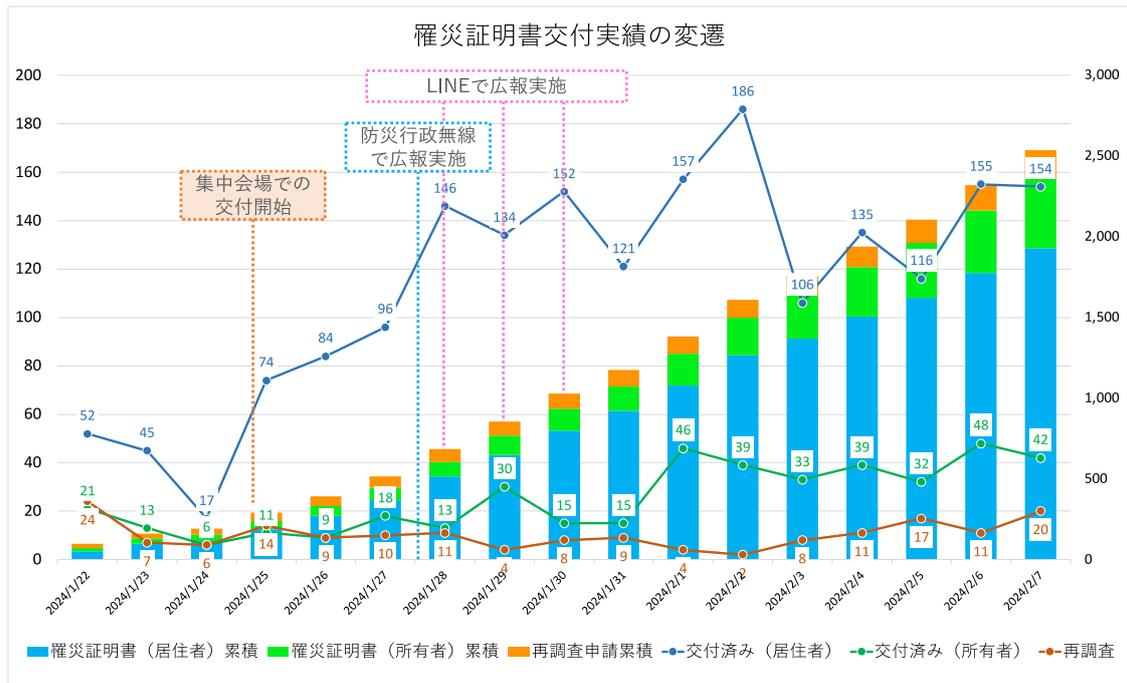


図6 罹災証明交付実態を鑑みた広報活動

また、一部の地区では行政主導型での全棟調査が実施され、本来は当該地域に居住する全世帯が罹災証明書を受け取るべきであった。また、当該地域では、罹災証明書ニーズが高いと判断し、集中交付の初日から先行的に対応することとしていた。しかし、想定していた交付期間を過ぎても、交付進捗が不十分であった。そこで、住家被害認定調査ならびに罹災証明書交付実績のデータから交付・未交付世帯を表す地図を作成し、地区会長等の協力を得て、未交付世帯への働きかけとあわせて、居住実態の把握が進められた。

上記の戦略的な活動により、図7に示すように着実な罹災証明書交付が実現された。氷見市では生活再建支援制度に直結する「居住者用の罹災証明書」の他に、非住家に対する「所有者用の罹災証明書」も交付しており、その合算として4月末時点で約8,200件の罹災証明書が交付された。全体を振り返れば、当初の計画よりも発行件数は芳しくなかった。そのため、1件処理にかかる時間を十分に確保でき、家屋の被災判定結果について丁寧な説明が可能となり、2次調査（再調査）への申請件数は1割にも満たなかった。また、被災程度の大きい被災者へは早い段階で交付されたものの、被災程度の小さい被災者からは必要性が低いためか後回しになる傾向があった。交付期限を設ける案も出ていたものの、被災者の動向を考えれば適切な方策であるかの判断がつかず、どうしても交付が後ろ倒しになり長期化する結果を招いている。前述の広報戦略を拡充し、被災者が計画的に生活再建に取り組めるように、行政側と被災者側の共通認識を統一する仕掛けについて課題が残された。

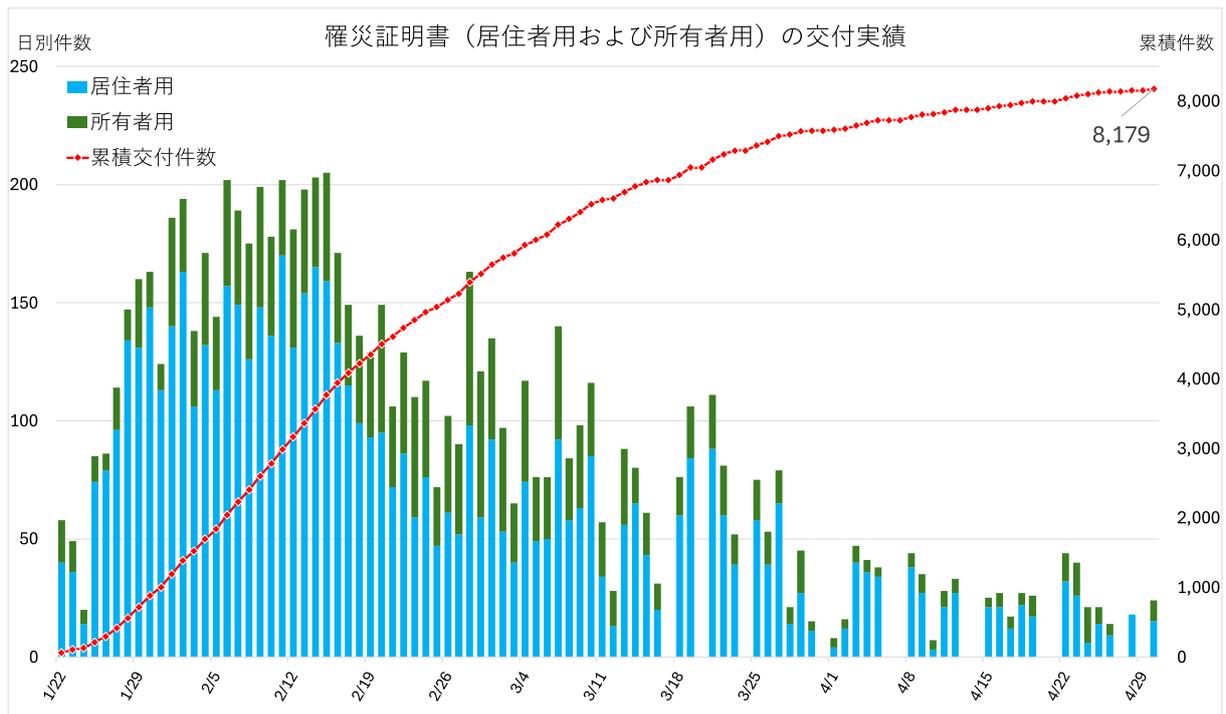


図7 罹災証明交付の実績

4 まとめ：富山県における生活再建支援

本稿では、令和6年能登半島地震における富山県での生活再建支援に向けた活動を紹介した。筆者は、以前より「中規模災害が対応に悩み苦しむ」と述べてきた。まさに、富山県は災害対応経験が十分でない中で中規模災害による被災を受けた。大規模な被災であれば、応援要請もしやすいものの、中規模災害であれば県内での応援調整か県外からの応援要請か判断に苦しむ。また、被災自治体においても、それ相応に対応できる資源があるものの十分ではなく、断続的に対応が続き、職員たちの疲労がたまる一方で、より甚大な被災地と比べれば、自組織での対応を推進せざるを得ないと考えてしまう。そのため、想像以上の負荷が被災市町村にのしかかってしまう。

富山県では、県内15の市町村において被災者生活再建支援法が適用され、住家被害認定調査から罹災証明書交付までが進められてきた。本来であれば、15市町村が同一の方式で、共通化して実施されることが望ましいところではあったが、それぞれの事情等があり、自治体ごとの対応となった。一方で、発災翌日に開催された「市町村間連絡調整会議」では、状況認識の統一、目的と過去災害の課題の共有が推進され、一定の足並みが揃ったことは評価ができる。特に、氷見市の事例を詳細に紹介した。これは、氷見市の対応では、被災者に寄り添った生活再建支援を進めることを最優先に位置づけ、職員負担が大きいものの応援職員を効率的に活用し、住家被害認定調査から罹災証明書交付までを確実に実現したためである。災害経験の十分でない自治体がどのように本災害を乗り越えたかを知ること、読者にとって今後の対策の一助になれば幸いである。

現在、富山県では令和3年1月に発足した「ワンチームとやま連携推進本部」体制の下で、富山県と県内市町村が協働して被災者がより安全・安心に生活再建支援を進められるよう様々な支援策を検討している。特に令和6年3月には「富山県復旧・復興ロードマップ」を示し、復旧・復興のために「1. 暮らし・生活の再建」「2. 公共インフラ等の復旧」「3. 地域産業の再生」「4. 北陸全体の復興に向けた連携」の4つの柱を立て、県民や県内事業者の安心な暮らしや事業活動を後押ししている⁸⁾。ただ、富山県の復興はまだ始まったばかりである。読者には今後の動向を見守りつつ、本事例を今後の防災対策に活用いただくことで、本稿が防災力の向上に寄与できることを願っている。

【参考資料】

- 1) 富山県 防災・危機管理課:令和6年能登半島地震による被害及び支援状況,
<https://www.pref.toyama.jp/documents/38062/higaishien46.pdf>, 2024(2024年8月16日確認済)
- 2) 内閣府:平成19年(2007年)能登半島地震について(平成21年1月22日20時00分現在), https://www.bousai.go.jp/updates/pdf/jishin_noto34.pdf, 2009(2024年8月16日確認済)
- 3) 富山県 防災・危機管理課:7月12日からの大雨の状況等について(8月8日(火)15:00現在), <https://www.pref.toyama.jp/documents/35572/ooame20230808.pdf>, 2024(2024年8月16日確認済)
- 4) 内閣府:災害に係る住家の被害認定基準運用指針,
https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r605shishin_all.pdf, 2024(2024年8月16日確認済)
- 5) 総務省:応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル<第4版>,
https://www.soumu.go.jp/main_content/000734711.pdf, 2021(2024年8月16日確認済)
- 6) 総務省 自治行政局公務員部公務員課 応援派遣室:応急対策職員派遣制度による人的支援の取組, 地域防災データ総覧 大規模災害時の応援・受援(人的・物的支援)編, 消防防災科学センター, pp.27-35, 2024
- 7) 内閣府:住家被害認定調査票 (地震による被害)木造・プレハブ,
https://www.bousai.go.jp/taisaku/data/jishin_mokuzou.xlsx, 2024(2024年8月16日確認済)
- 8) 富山県:令和6年能登半島地震に係る富山県復旧・復興ロードマップ(中間とりまとめ)令和6年8月1日, <https://www.pref.toyama.jp/documents/39833/240801roadmap.pdf>, 2024(2024年8月16日確認済)